

平成27年6月17日  
公正取引委員会

### 1 重点分野に関する取組

- 公正取引委員会が所有・使用する携帯電話の基本料金及び通話料金について、料金プランの見直しを行い、平成26年6月から、本局使用分で利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施したことにより、平成25年度と比べて、1台当たり調達経費（1か月当たりの平均）において19.9%の削減が図られた。
- 電話交換業務に関する調達については、一般競争入札の参加条件を緩和したことにより、平成25年度と比べて、入札参加業者が増加し、平成26年度の調達経費において2.8%の削減が図られた。

### 2 随意契約に関する取組

- 平成27年2月26日に随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約3件について必要性の観点から検証を行い、いずれも必要性を確認した上で調達を行った。
- 随意契約において、契約内容を調整しながら見積りを徴するなど工夫を行い、価格交渉を実施したことにより、複数件の調達において、当初見積額と比べ、平均10%程度の削減が図られた。
- これまで企画競争による随意契約を行っていた広報業務に係る調達について、総合評価落札方式による入札を実施した。

### 3 一者応札に関する取組

- 一者入札となった案件について、入札説明書を受け取りに来たが入札に参加しなかった者に対し、入札に参加しなかった理由等を確認するなどして、原因分析及びその改善を実施した。

### 4 汎用的な物品、役務の調達の見直し

- 共同調達について、平成25年度までに実施した13品目を継続して実施するとともに、平成26年度は郵便切手及び印紙についても実施したことにより、事務手続の負担軽減が図られた。

## 5 その他の取組

- 新たに調達手続を担当することとなった職員に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施したところ、研修を受講した担当者については、平成25年度と同じ物品の調達において、調達改善事例を踏まえ、契約内容を調整しながら見積りを徴することにより、単価で約5%の低減が図られたほか、値引き販売時期に合わせた発注を行ったことにより、約80万円の削減が図られた。

## 6 外部有識者の活用

- 平成27年6月中に、公正取引委員会契約監視委員会の委員3名に対して、平成26年度調達改善計画の年度末自己評価について意見を求めたところ、特段の意見等はなかった。

平成26年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果  
(対象期間:平成26年4月1日～平成27年3月31日)

平成27年6月17日  
公正取引委員会

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
1 重点分野 ① 携帯電話の基本料金及び通話料金について、料金プランの見直しを行い、利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施することにより、1台当たり調達経費の20%低減を目指す。	○	携帯電話の基本料金及び通話料金について、まずは本局使用分で、利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施した。	平成25年度の1台当たり利用料(1か月平均)と比べて、料金プランの見直し後では19.9%(453円)の削減が図られた。	A	—	引き続き、携帯電話料金の価格低減に努める。
② 電話交換業務の委託については、一般競争入札の参加条件を見直すことにより、入札参加業者の増加を図り、調達経費の2%低減を目指す。	○	電話交換業務に関する調達については、入札参加条件を緩和した。	平成25年度と比べて、入札参加業者が増加し、年間総額契約において2.8%(約12万円)の削減が図られた。	A	—	引き続き、入札参加状況を注視し、必要があれば、条件の緩和等の更なる対応を検討する。
2 随意契約に関する取組 ① 競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において、真にやむを得ないものかどうかの検証を行い、随意契約の見直し・縮減に努める。		平成27年2月26日に随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約3件について必要性の観点から検証を行った。	審査対象となった3件について、調達の必要性を検証するとともに、随意契約となることが真にやむを得ないものであることを確認した。	A	—	引き続き、随意契約審査委員会による検証を通じ、随意契約の見直し・削減に努める。
② 随意契約であっても、契約内容を調整しながら見積りを徴するなど工夫を行うことにより、価格交渉を実施する。	○	最初に提出された見積書の内容を検討した上、内容を調整して再度見積りを徴するなどして価格交渉を実施し、価格低減に努めた。	例えば、次のような効果があった。 ・ サーバーのシステム更改作業に係る随意契約において、当初見積額と比べ、約10%(約17万円)の削減が図られた。 ・ ホームページ等の脆弱性検査に係る随意契約において、当初見積額と比べ、10%(7.5万円)の削減が図られた。	B	—	引き続き、取組の内容、効果等を検証し、必要性、有効性が認められるものについて、個々の仕様に沿った最適な見積り内容を検討することにより、価格交渉を実施する。
③ 企画競争による随意契約を行っている広報業務に係る調達について、総合評価落札方式による入札を実施する。		リクルートパンフレット等のデータ作成業務について、総合評価落札方式による入札を実施した。	契約金額について、企画競争による随意契約であった昨年度と比べ、削減が図られた(一部に仕様の変更等があり、必ずしも単純比較ではその効果が測れないものの、約30%(約34万円)の削減が図られた。)	A	—	引き続き、広報業務に係る調達について、可能な限り、総合評価落札方式による入札を実施する。
3 一者応札に関する取組 入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取し、分析することで次回以降の調達に活用する。		平成26年度に行った入札のうち一者しか参加しなかった案件について、入札説明書を受け取りに来たが入札に参加しなかった者に対し、入札に参加しなかった理由等を確認するなどして、原因分析及びその改善を実施した。	一者応札の原因は案件により異なるが、例えば予算面の問題が判明した案件で改善を図った結果、不落を防止することができたほか、入札参加者が増えたことから、調達費用について約25%(約94万円)の削減が図られた。	A	—	引き続き、一者応札の原因を分析し、改善を図ることなどにより、一者応札の事案削減に努める。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
4 汎用的な物品・役務 ① 競争性のない随意契約は仕様の見直し等を図って競争性のある契約への移行を進める。		各調達担当者から申請された随意契約案件のうち競争性がないものについて、入札実施の可否を検討し、情報サービス「日経テレコン21」の調達において、随意契約から一般競争入札への移行を図った。	本件については、結果としては、入札参加者が当該サービスの供給業者のみとなり、契約相手方及び単価は、随意契約により調達した平成25年度といずれも同じであった。	A	本件のように、供給業者が1者の調達においては、競争入札を実施したとしても競争性が確保できないことから、調達コストの低減を図ることが困難である。	調達時に同様の情報サービス提供業者がなく、供給業者が1者である場合は、随意契約によって価格交渉をするなどして、調達コストの低減を図ることとする。
② 共同調達について、平成25年度までに実施した13品目を継続して実施するとともに、平成26年度は郵便切手及び印紙についても実施し、事務手続の負担軽減を図る。 また、地方事務所及び支所においても、共同調達対象品目の拡大に努める。		共同調達について、平成25年度までに実施した13品目を継続して実施するとともに、平成26年度は郵便切手及び印紙についても実施した。	郵便切手及び印紙の調達は、これまで資金前渡官吏による支払であったところ、共同調達により支出官払が可能となり、事務手続の負担軽減が図られた。	B	共同調達については、既に汎用的な物品・役務はその大部分で実施しており、これ以上の対象品目の拡大は困難なところがある。 また、地方事務所及び支所が共同調達の実施を企図しても、他省庁の地方支分部局に比して調達規模が小さいことなどから、他省庁の地方支分部局から共同調達の同意が得られ難い。	共同調達を呼び掛ける他省庁の地方支分部局の範囲を広げることを検討するなど、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。
③ 地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達や年間契約による調達を推進する。		地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達や年間契約による調達の対象品目を検討したところ、ノート類について年間の単価契約による調達を実施した。	結果としては、平成25年度の1冊当たりの購入額と同額であった。	B	地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達及び年間契約による調達については、これらにより経費削減が図られる品目の大部分で既に実施しており、これ以上の対象品目の拡大は困難なところがある。	地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達及び年間契約による調達について、これらにより経費削減が図られる品目を幅広く検討するなど、引き続き、対象品目の増加に努める。
5 その他の取組 新たに調達手続を担当することとなった職員に対し、適正調達について意識向上を図るための研修を実施する。	○	新規の調達手続の担当者(新規担当者及び経験の浅い担当者)に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施した。	研修を受講した担当者により、次のような効果があった。 ・平成25年度と同じ印刷物品の調達において、調達改善事例を踏まえ、契約内容を調整しながら見積りを徴するなどしたことにより、単価約5%(1.3円)の低減が図られた。 ・適正価格での調達を図るために調達予定物品の価格を継続して注視し、値引き販売の時期に合わせた発注を行ったところ、調達費用について約6割(約80万円)の削減が図られた。	A	—	引き続き、調達手続の担当者を対象とした研修を実施し、調達改善の実例を共有するなどして、調達担当者全体の意識向上を図るよう努める。

(※)

A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組